

活動助成

1. 助成対象

何らかの困難を抱える方たち(身体的精神的な障害や疾患を抱える人たち、社会的養護が必要な子供や、生活に困難を抱えるひとり親家庭や外国人等)が、社会から排除されることなく、自分たちの望む住まいでの、自分たちが望む生活をともに生きるための支援活動を岡山県内で行う県内のボランティア団体、NPO法人等、その成果が公益のために貢献するものについて助成を行います。具体的には、次の事業を対象とします。(なお、1団体につき1件の申請に限ります。団体の場合、法人格の有無は問いません。また、新規立ち上げ事業についても対象となります。)

● 良質な住まいの提供をするための活動

障害者、高齢者、生活保護受給者等、本人が望む住まいへの居住が困難な方に対して、それぞれの要望を把握する活動や、要望を叶えるための受け皿(住まい)の整備の支援、それらのマッチングを行う活動や身元保証人の請負、住まい確保までのシェルターの提供等、自分の望む住まいでの居住するための支援活動。なお、対象となる住まいは、入居者の価値が下がらないよう、良質な住まいであることも重視する。

● 公的支援の枠外の支援活動

障害者やその家族の集いの場所の運営、義務教育以降の不登校者への相談支援、学習困難児童への学習支援、低学歴シングルマザーの資格取得や就職支援、児童養護施設退所後の自立のための支援等、医療保険や介護保険、障害福祉サービス等の公的支援の枠外の活動で、それが社会の中で暮らすための支援活動。

● ソーシャルワークへの支援活動

「要介護の親が引きこもりの息子を抱えている」、「母子家庭で障害児を抱え経済的に困難な状況にある」等、複数の課題を抱える方への総合的な相談事業や、制度の枠組みを超えた支援コーディネート、それを叶えるためのネットワークづくり等、現行制度にない新たな社会資源の開発等、ソーシャルワークへの支援活動。

● その他、社会的包摂に係る支援活動

その他、何らかの困難を抱える方たち(身体的精神的な障害や疾患を抱える人たち、社会的養護が必要な子供や、生活に困難を抱えるひとり親家庭や外国人等)を社会で包み込むための支援活動。

2. 助成対象経費

対象となる経費は、助成事業の実施に必要な経費とします。人件費については、助成事業を実施するために直接必要なパート・アルバイト等の経費や講演等を行う場合の講師諸謝金等は対象となります。借入金の返済等は対象となりません。

3. 応募方法

申請は当財団ホームページからのみ受け付けております。

以下、財団ホームページへアクセスのうえ、申請フォームよりご応募ください。

<https://www.hashimotozaidan.or.jp/scholarship/>

4. 報告

(1) 助成を受けた活動については、助成を受けた年度終了後2ヶ月以内に、活動報告書及び収支報告書(いずれも当財団所定のもの)を提出して下さい。

・活動報告書は、当財団ホームページへ掲載する場合があります。

・収支報告は、1万円を超える出費は領収書を、50万円を超える出費は見積書と領収証の添付が必要です。)

(2) 中間報告会への参加を依頼する場合があります。

(3) その他以下に該当する場合は速やかに事務局まで報告してください。

・助成事業に関して変更があった場合(事業内容、事業予定等)

・助成団体に関して変更があった場合(代表者、所在地、連絡先等)